

2011年1月13日

情報開示WGへの意見

認定 NPO 法人 言論 NPO 理事

田中弥生

12月28日に情報開示WG事務局より、提出依頼がありました点について以下に提出させていただきます。なお、データベースの運営しておりませんので、4、5については回答していません。また、回答の順番として、3の現状と問題点を説明した上で、2の共有化すべき情報について述べることにしました。

1. ワーキング・グループの論点

「政府が収集・公開すべき情報を主たる論点とすべきと考える。」

理由

- ・ 市民公益税制が4月から施行され、仮認定制度などの新制度施行も予定されている。
- ・ 政府およびNPO法人が寄付者、納税者へ果たすべきアカウンタビリティを鑑みれば、新制度運営に不可欠な検証の仕組みを整えることが急務であると考えます。
- ・ なお、民間データベースのあり方（特に遵守事項）についても議論は必要だが、時間の制約から今後の検討事項とするのが得策と考える。

3. 現状の問題点とその対策案

(1) 問題の所在

- ・ 新認定制度の争点となっているのはPST（寄付の対経常収入比率）
- ・ 新認定制度の潜在的PST合格者を継続的に検証することで、根拠データに裏打ちされた制度の効果と改善点を見出すことが可能になる（透明性が高く、効果的な制度運営）。

(2) 問題の内容

- ・ しかしながら、PST検証に必要な財務データが不在。

潜在的PST合格者の試算を試みた経験から：

- ・ 大阪大学 NPO財務DB¹を活用し試算を試みたが不可能であることが判明。
- ・ PST試算に必要な情報が不在のため：事業収入における公的資金、介護保険収入とその他の収益事業収入の区分がされていない。
- ・ したがって、独自のアンケート調査によって事業収入の内訳を明らかにする必要がある。
- ・ その後、内閣府H21年度実施のNPOの財務調査結果より、事業収入の内訳が明らかになったことから、本結果を用いて、財務DB（1.4万団体）からPSTの合格率を試算。

(3) 問題への対応

¹ 所轄庁に対して情報開示請求を行い、NPOが提出した事業報告書、会計報告書を入手し、データベース化したもので、1.25万団体（2003年度）、1.4万団体（2007年度）を網羅する。

- ・ 政府は、P S T 検証に必要な情報を収集、開示することが必要。

具体的には：

- ・ 3000 円以上の寄付者数（対価性のない会費 3000 円以上を納めた会員数？）
- ・ D B には組織情報に加え財務情報が必要。
- ・ 財務情報については、事業収入の内訳（行政府機関、独立行政法人からの委託金の合計、介護保険収入、その他の収益事業収入）がわかるものにする。
- ・ そのためには、所轄庁へ提出する会計報告書のフォーマットを改変する必要あり。

2. 共通化すべき情報とか何か

- ・ 政府の情報をミニマムとして共有化し、民間はそれをベースに加工する（田尻氏案に同意）
- ・ ミニマム（NPO 関係者への負担を配慮しつつ、制度の検証が可能な水準）
この条件に基づき、組織に関する情報と会計報告書に関する情報の2つについて以下の項目案を提示したい。
- ・ なお、これらの情報はダウンロード可能なかたちで開示すること。

「組織に関する情報」

表 1 組織情報の項目案

主たる活動分野	
設立年月日	
組織の使命・目的	
意思決定機関と構成員	代表、理事 正会員数 賛助会員数
事務局	事務局長
事業概要	
事業報告書	
所在地	
問い合わせ先	電話 メール URL

* 3000 円以上の寄付者、賛助会員数をどう扱うか？

「会計報告書に関する情報」

「収支計算書」

青字は→P S T 試算に必要な情報

- ・ 経常収入合計
- ・ 寄付金
- ・ 会費
- ・ 行政補助金
- ・ 事業収入合計
行政および独立行政法人からの委託金
介護事業収入
- ・ 経常支出合計
- ・ 事業費
- ・ 管理費

*以下の情報を収集・開示するかは要検討
「貸借対照表」

- ・ 流動資産
- ・ 固定資産
- ・ 流動負債
- ・ 固定負債
- ・ 正味財産

「財産目録」

- ・ 現預金
- ・ 借入金

参考資料：PST計算式の6パターン

- * 7回の改正を踏まえると全部で6パターンのPST計算式がある。
- * 会計報告書で網羅される項目は、下記のPST計算式に必要な情報であるとした。

表2 PST計算式の6つのパターン

PST試算	活動分野	計算式
計算式① 制度施行時	全活動分野	寄付金/(経常収入-行政等補助金)
計算式② 第4回改正	全活動分野	(寄付金+会費)/(経常収入-行政等補助金)
計算式③ 第2/5回改正	保健・医療・福祉	(寄付金+会費)/ (経常収入-行政等補助金-行政委託-介護保険事業×公費負担率)
	その他の分野	(寄付金+会費)/(経常収入-行政補助金-行政委託)
計算式④ 第4回改正: 補助金算入型	保健・医療・福祉	(寄付金+会費+行政補助金)/ (経常収入-行政委託-介護保険事業×公費負担率)
	その他の分野	(寄付金+会費+行政補助金)/(経常収入-行政委託)

- 注) ・ 介護事業収入の公費負担率は0.45を乗ずることでほぼ試算可能。
- ・ 寄付金の算入限度額を超える団体は総体的に少ないこと、NPOの負荷を配慮し開示情報には含めない。
 - ・ 正会員は寄付金算入が認められていないが、正会員数が限定的な団体が多いため、正会員と賛助会員の会費の区分は求めない。